

なお、会場がせまいため参観人は先着30人で締めきらせていただきますので、ご了承ください。

2月潟村議会議員 一般選挙について

◎ 選挙期日（投票日）

平成7年4月23日（日）

◎ 告示日

平成7年4月18日

◎ 選挙人名簿登録基準日

平成7年4月17日

◎ 投票できる人

昭和50年4月24日以前に生まれた人で、平成7年1月17日以前に住民票が作成された人または転入届をした人。

なお、平成7年1月18日以降に転入届をされた人又は、投票日まで、転出された人は投票することができません。

◎ 投票時間

投票時間は23日午前7時から午後6時までです。

◎ 投票所は
各投票区の投票所は、次のとおりです。

投票区	投票所
第1区	大別当集落 開発センター
第2区	月潟村農村環境 改善センター
第3区	曲通多目的施設
第4区	西公民館
第5区	木滑多目的施設

◎ 開票は午後7時から

開票は23日に即日開票します。時間、場所は次のとおりです。

- ・ 時間 午後7時
- ・ 場所 月潟村農村環境改善センター
多目的ホール

◎ 入場券を 忘れずに

有権者の皆さんには、投票所の入場券をお届けします。投票するときには忘れずにお持ちください。

入場券が届かなかつたり、

入場券をなくした場合でも選挙権があり、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

◎ 候補者の名前は はっきりと

せっかく投票しても書いた字がわからないために無効となる場合があります。

候補者の名前は、はっきりと書いてください。

◎ 字を 書けないときは

字を知らなかつたり、手にケガをして書けないようなときは、投票所の係員に申し出れば代理投票の補助者から、代筆してもらえます。

投票の秘密は、固く守られますので安心して申し出て下さい。

◎ 投票日に都合の 悪い人、入院中 の人などは

● 選挙当日、やむを得ない

用事や病気などで投票所へ行けない人は、県議会議員の選挙については、3月31日から4月8日まで、又村議会議員の選挙については、4月18日から4月22日までの期間中に不在者投票をすることができます。

投票時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜でもできます。）印鑑をお持ちのうえ役場「不在者投票所」へおいでください。

● 不在者投票のできる病院（施設）に入院（入所）中の人は、その病院等で不在者投票をすることができます。病院長に申し出ると、本人に代って投票用紙等の交付手続きをしてくれますので病院（施設）等におたずねください。

● からだの不自由な人も選挙権が行使できるように自宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。

この投票をすることができます。人は選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要ですが、障害の種類・程度に一定の条件がありますので、くわしいこ

とは、選挙管理委員会へおたずねください。

※従来、区長さんから、配布して頂いた入場券は、県議選挙から郵便によりお届けします。

*くわしいことは

月潟村選挙管理委員会

☎ 375-2710

へお問い合わせください。